

転研究科に関する取扱要項

(平成30年3月14日学長決裁)

[令和4年3月14日最終改正]

(趣旨)

- 1 この要項は、大学院学則（平成16年島大学則第3号）第13条の2の規定により、大学院生が他の研究科に転研究科を希望するときの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(転研究科の取扱い)

- 2 転研究科を希望する者は、希望する研究科、専攻等を記載した転研究科希望願（別紙様式第1号）により、在籍する研究科長に11月末日までに申し出るものとする。在籍研究科は該当の研究科にその旨照会し、該当の研究科にあっては、教育に支障のない場合に限り、転研究科を認めることがある。

(出願手続)

- 3 大学院生が他の研究科に転研究科を希望するときは、1月20日までに次の各号に掲げる書類を添え、在籍する研究科長を経て学長へ提出するものとする。

- 一 転研究科願（別紙様式第2号）
- 二 成績証明書
- 三 その他、該当する研究科が必要とする書類

(選考及び許可)

- 4 希望する研究科の研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

(通知)

- 5 学長は、転研究科の可否について、当該大学院生に対して別紙様式第3号又は別紙様式第4号により通知するものとする。

(準用)

- 6 転研究科に関しては、この取扱要項に定めるもののほか、研究科で定める諸規則等を準用する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和元年5月31日一部改正）

この要項は、令和元年5月31日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則（令和3年3月8日一部改正）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月14日一部改正）

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

別紙様式第1号

令和 年 月 日

研究科長 殿

研究科 専攻

学生番号

氏 名

転 研 究 科 希 望 願

下記理由により転研究科を希望しますので、許可くださるようお願いいたします。

記

転研究科を希望する研究科

研究科

専攻

理由（具体的に記入すること。）

別紙様式第2号

令和 年 月 日

島根大学長 殿

	研究科	専攻
	学生番号	
	氏名	㊟
保護者等		
	氏名	㊟

転研究科願

下記理由により転研究科を希望しますので、許可くださるよう保護者等連署をもってお願いします。

記

転研究科を希望する研究科

研究科

専攻

理由（具体的に記入すること。）

別紙様式第3号

令和 年 月 日

研究科 専攻
学生番号 殿

島根大学長 印

転研究科許可書

令和 年 月 日付で願い出があった、下記研究科への転研究科を許可します。

記

研究科	専攻	年次	新学生番号	番
転研究科の始期	令和	年	月	

別紙様式第4号

令和 年 月 日

研究科 専攻
学生番号 殿

島根大学長 印

転研究科不許可通知書

令和 年 月 日付で願い出があった、下記研究科への転研究科については、不許可と決定したので通知します。

記

研究科 専攻